

令和4年度

## 佐賀市スマート農業推進事業費補助金

佐賀市では、農業生産の向上及び農業経営の安定と効率化を図るため、スマート農業機器の導入に要する費用の一部を補助します。

補助対象者	補 助	補助金額上限
集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者等 ※集落営農組織加入者は集落営農組織で申し込みすること	税抜事業費の 1/2以内	30万円

【申込期限】 令和4年 12月28日(水)

※予算額に達した場合は、期限前でも受付を締切ることがあります。

### 【補助対象機器】

農林水産省の「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機器及び同等以上の機能が認められるもの

対象となる機器	内 容
アシストスーツ	中腰姿勢のままで行う作業や重い物を持ち上げる作業などの腰への負担を軽減するため身体に装着するもの
水管理システム	圃場にセンサーを設置することにより、スマートフォン等でいつでもどこでも水位の確認が可能
自走式草刈機	急傾斜地や人が入りにくい場所での除草作業がリモコンによる遠隔操作で実施可能
農業用ドローン	病害虫駆除、施肥用 ※面積要件があります

※申請に必要な書類は窓口にて説明、お渡しいたします。

効果検証のためのアンケート調査に協力していただきます。

補助金の交付決定前に機器の購入申し込みや売買契約を行っている場合は、補助対象となりません。

### 【お問い合わせ】

佐賀市農業振興課 施設整備支援係（電話 40-7119）

諸富支所（電話 47-4905）、大和支所（電話 62-1112）、富士支所（電話 58-2112）、三瀬支所（電話 56-2111）、川副支所（電話 45-8912）、東与賀支所（電話 45-1022）、久保田支所（電話 68-2111）